(b)　日本国にある大学若しくはこれに準ずる教育機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育を行う活動であって、出入国管理及び難民認定法で定める「教授」の在留資格において認められるもの

(c)　日本国の法令に基づく資格を有する次の者が提供する法律サービス

(i)　「弁護士」としての資格を有する弁護士

(ii)　「弁理士」としての資格を有する弁理士

(iii)　「海事代理士」としての資格を有する海事代理士

(iv)　「司法書士」としての資格を有する司法書士

(v)　「行政書士」としての資格を有する行政書士

(vi)　「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士

(vii)　「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士

(d)　日本国の法令に基づく「外国法事務弁護士」としての資格を有するサービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス

(e)　日本国の法令に基づく「公認会計士」としての資格を有する会計士が提供する会計、監査及び簿記のサービス

(f)　日本国の法令に基づく「税理士」としての資格を有する税理士が提供する税務サービス

2　1(a)に規定する「自然科学若しくは人文科学に関する高度の水準の技術若しくは知識を必要とする活動」とは、自然人が、原則として大学教育（学士若しくは短期大学を卒業することによって授与される短期大学士又はこれらと同等のもの）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

3　1に規定する業務活動の制限は、付録Ⅳに定める。

4　欧州連合の契約に基づくサービス提供者及び独立の自由職業家に認められる日本国における滞在期間は、五年を限度とする。

同行する配偶者及び子

5　1から4までの規定に基づいて日本国への入国及び日本国における一時的な滞在を許可された欧州連合の自然人に同行する配偶者及び子については、原則として当該自然人に許可された日本国における一時的な滞在期間と同一の期間、日本国への入国及び日本国における一時的な滞在が許可される。ただし、当該配偶者及び子が、当該自然人から扶養を受け、及び出入国管理及び難民認定法で定める「家族滞在」の在留資格において認められる日常的な活動に従事することを条件とする。

6　5の規定に基づいて日本国への入国及び日本国における一時的な滞在が許可された配偶者は、申請に基づき、出入国管理及び難民認定法に従って日本国政府の許可を受けることを条件として、その在留資格を就労することが認められるものに変更することができる。

7　この表の規定の適用上、「配偶者」又は「子」とは、日本国の法令に従って認められる配偶者又は子をいう。

付録Ⅳ　日本国における契約に基づくサービス提供者及び独立の自由職業家の業務活動の制限（注）

注　分野又は小分野ごとに記載するアルファベット及び括弧内の番号は、サービス分野分類表（千九百九十一年七月十日付けの世界貿易機関文書ＭＴＮ・ＧＮＳ／Ｗ／一二〇）及びＣＰＣによる。これらのアルファベット及び番号による分類は、特定の約束の記述の明確性を高めるために記載するものであり、特定の約束の一部を構成するものと解してはならない。個別のＣＰＣ番号に付された「＊＊」は、当該番号に係る特定の約束が当該番号の対象となる全てのサービスには及ばないことを表す。この分野又は小分野に係る表は、日本国の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）における在留資格の区分に従ったものである。

分野又は小分野	制限
附属書Ⅳの日本国の表1(c)に規定する法律サービス （ＣＰＣ八六一＊＊）	制限しない。
附属書Ⅳの日本国の表1(d)に規定する法的な助言サービス （ＣＰＣ八六一＊＊）	制限しない。
附属書Ⅳの日本国の表1(e)に規定する会計、監査及び簿記のサービス （ＣＰＣ八六二＊＊）	制限しない。
附属書Ⅳの日本国の表1(f)に規定する税務サービス （ＣＰＣ八六三＊＊）	制限しない。
建築サービス （ＣＰＣ八六七一）	制限しない。
エンジニアリングサービス （ＣＰＣ八六七二）	制限しない。
総合エンジニアリングサービス （ＣＰＣ八六七三）	制限しない。
都市計画サービス及び景観設計サービス （ＣＰＣ八六七四）	制限しない。
電子計算機サービス及び関連のサービス （ＣＰＣ八四）	制限しない。
自然科学及びエンジニアリングの研究及び実験開発のサービス （ＣＰＣ八五一〇）	制限しない。
社会科学及び人文科学の研究及び実験開発のサービス （ＣＰＣ八五二〇）	制限しない。
学際的な研究及び実験開発のサービス （ＣＰＣ八五三〇）	制限しない。
広告を掲載する場所又は広告する時間の販売又は賃貸のサービス （ＣＰＣ八七一一）	制限しない。
広告の計画、制作及び掲載のサービス （ＣＰＣ八七一二）	制限しない。
その他の広告サービス （ＣＰＣ八七一九）	制限しない。